

第13_固定資産税納税通知書関連帳票（更正用） C_帳票レイアウト仕様書13

①固定資産税（都市計画税）納税通知書（更正用）

- ・ 表面
- ・ 裏面

②固定資産税（都市計画税）納付書（更正用）

- ・ 表面
- ・ 裏面

③料金後納郵便使用窓空き封筒

- ・ 表面／裏面

①固定資産税（都市計画税）納税通知書（更正用）【表面】

納税義務者または納税管理人等

あなたの固定資産税・都市計画税を本書のとおり決定（更正）しましたので通知します。



通知書番号	
整理番号	
金融機関名	
口座番号	
口座名義人	

固定資産税・都市計画税 納税通知書

		固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
課税標準額	土地		
	家屋		
	償却		
合計			
算出税額			
軽減税額			
減免税額			
算出税額（軽減・減免後）			
共有分割税額			
算出税額（共有分割含）			
人的減免税額			
差引税額			
年税額			
既課税額			
差引年税額			

期別	納期限	期別納付額 (円)

固定資産税・都市計画税 課税明細書

連番 区分	所在地 仮換地/家屋番号	地目/構造		地積/床面積 (㎡) ※年固定資産税課税標準等 ※年都市計画税課税標準等	評価額 固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	軽減減免税額 固定資産税相当額 都市計画税相当額	所有者 軽減・減免・特例名義等
		種 類	地上階 地下階				

資産の所在する区ごとに固定資産（土地・家屋）を名寄せしてあります。

① 固定資産税（都市計画税）納税通知書（更正用）【裏面】

《賦課の根拠その他》

1. 賦課の根拠 この税金は、地方税法及び浜松市税条例の規定によって、1月1日現在浜松市内に所在する固定資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方の固定資産に対して課されたものです。
2. 税率 固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%です。
3. 軽減税額等 新築家屋等の固定資産税に対する軽減税額です。
4. 納期 納期は4回に分かれています。各納期限までに納付してください。
5. 審査請求 この通知による処分のうち、固定資産の価格以外の内容に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（代表者は浜松市長）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
6. 審査申出 納税者は、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を越える日までの間において、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。取消しの訴えは、当該審査申出に対する決定のみに対して、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（代表は固定資産評価審査委員会）として提起することができます。
7. 延滞金 納期限までに税金が完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。
 - (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 年7.3%
 - (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 … 年14.6%
 ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、(1)の割合はその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%の割合が上限）、(2)の割合はその年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で計算します。
8. 納付場所 この税金は、浜松市指定金融機関等へ納めてください。
9. 審査申出の期間の特例 令和3年度分の課税について、土地の税負担を上昇させない特例措置の適用対象となっている土地の令和3年度の価格に限り、令和3年度分の納税通知書の交付を受けた日後15か月を越える日までの間において、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。

② 固定資産税（都市計画税）納付書（更正用）【表面】

 浜松市 納付書 兼 納入済通知書			
口座番号	加入者名	浜松市	浜松市 221309
		円	
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
住所等に表示納付書 氏名または名称 宛者番号		納付日付印 (金融機関/CSV等印刷発行)	
 浜松市 納付書 兼 納入済通知書			
口座番号	加入者名	浜松市	浜松市 221309
		円	
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
住所等に表示納付書 氏名または名称 宛者番号		納付日付印 (金融機関/CSV等印刷発行)	

 浜松市 納入書		 浜松市 領収証書	
加入者名	浜松市	加入者名	浜松市
口座番号		口座番号	
		円	
運送品番号	住所等に表示納付書	氏名 または 名称	氏名 または 名称
氏名 または 名称	住所等に表示納付書	備考	備考
備考	備考	領収日付印	領収日付印
浜松市 221309 (金融機関/CSV等印刷発行)		領収日付印 (金融機関/CSV等印刷発行)	

※ 「eLマーク」「統一納付書番号欄」のプレ印刷が必要である。

※ この用紙では「eL-QR」は地方税統一QRコードと共にシステム出力するため、
「eL-QR」のプレ印字は不要。

② 固定資産税（都市計画税）納付書（更正用）【裏面】

スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトによる納付の場合、領収書は発行されません。

また上記の納付方法による納付の納税証明書は、納付日から2営業日以降に区役所や金融センター等で申請により取得することができます。

納税証明書の発行には手数料がかかります。（申請料を除く。）

納付書のお問合せ
（市税）税務総務課
TEL 053-457-2261



納税HP（納付場所）

この領収書及びコンビニ決済（コンビニの場合）は、領収書とするものではありません。

領収証書等は、5年間大切に保管してください。

納付日より延滞金が発生する場合があります。延滞金の納付が必要な場合、納付書を送付します。



QRコードはスマートフォンウェブの登録可能です。

●スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード（e-L-QRコード）をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

STEP 1 納付書やアプリの準備
決済アプリをスマートフォンにダウンロードして電子マネー残高のチャージをしてください。

STEP 2 アプリでQRコードを読み取る
アプリを操作し、納付書のQRコードを読み取ります。

STEP 3 内容の確認、支払い
表示内容を確認し、支払いボタン等をタップします。

ご利用可能な決済アプリ



- 利用できるスマホ決済アプリは、必要になることがあります。
- 最新の利用できるスマホ決済アプリの情報は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

●クレジットカード ●インターネットバンキング

クレジットカードやインターネットバンキングによる納付を希望される方は、「地方税お支払サイト」へアクセスしてください。

詳しくはこちら **地方税お支払いサイト** (利用者向けホームページ)
<https://www.payment.oftax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイトには、4つの支払い方法があります。

- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト方式（口座振替）
- ・ページ番号を発行しATM等で支払う

●スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード（e-L-QRコード）をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

STEP 1 納付書やアプリの準備
決済アプリをスマートフォンにダウンロードして電子マネー残高のチャージをしてください。

STEP 2 アプリでQRコードを読み取る
アプリを操作し、納付書のQRコードを読み取ります。

STEP 3 内容の確認、支払い
表示内容を確認し、支払いボタン等をタップします。

ご利用可能な決済アプリ



- 利用できるスマホ決済アプリは、必要になることがあります。
- 最新の利用できるスマホ決済アプリの情報は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

●クレジットカード ●インターネットバンキング

クレジットカードやインターネットバンキングによる納付を希望される方は、「地方税お支払サイト」へアクセスしてください。

詳しくはこちら **地方税お支払いサイト** (利用者向けホームページ)
<https://www.payment.oftax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイトには、4つの支払い方法があります。

- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト方式（口座振替）
- ・ページ番号を発行しATM等で支払う

納付場所 令和6年4月1日現在

●全国の地方税統一QRコード対応金融機関等
地方税統一QRコード（e-L-QR）が印字されている納付書については、全国の対応金融機関等で納付が可能です。対応金融機関等の一覧は「浜松市HP」でご確認ください。

●浜松市の指定金融機関等

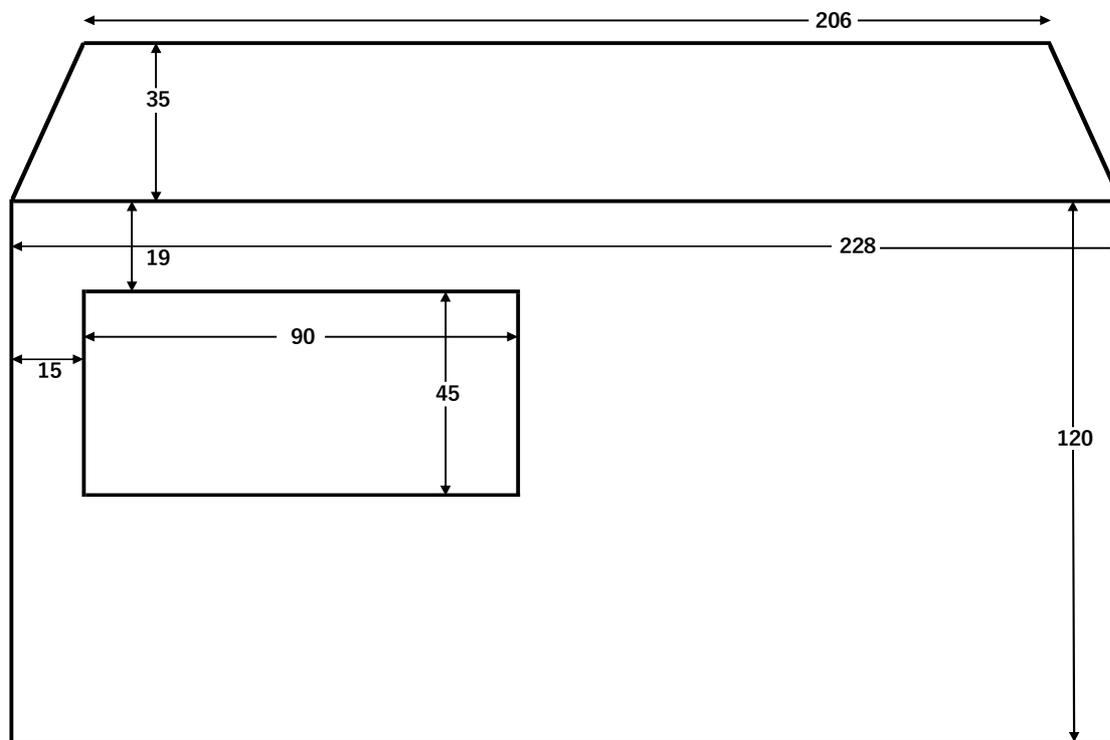
<p>【銀行】 静岡 みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな スルガ 清水 愛知 名古屋 静岡中央</p>	<p>【金庫】 浜松いわた信用 遠州信用 静岡県労働</p>	<p>【農協・漁協】 とびあ浜松 三ヶ日町 遠州中央 東日本信用漁業 協同組合連合会</p>
<p>【ゆうちょ銀行】（郵便局）</p> <p>地方税統一QRコードが印字されている納付書については、全国のゆうちょ銀行・郵便局窓口で納付可能です。</p>		

●コンビニエンスストア等
セブンイレブン ローソン
ファミリーマート ミニストップ
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
セイコマート/ホフバ/MKK設置所 他

【注意事項】
下記の場合は、コンビニ等ではお支払いできません。
・期限を過ぎている
・バーコードが読み取れない
・バーコードの数字がない
・金額が30万円を超える
・金額が訂正されている
コンビニ等の店舗では、アプリ支払いはできません。

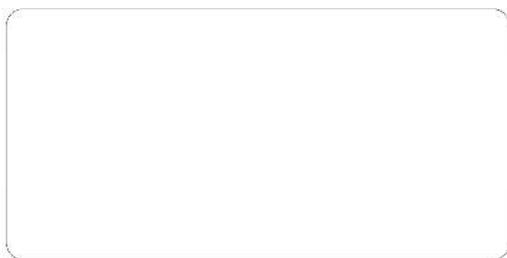
③料金後納郵便使用窓空き封筒

- ・縦120mm×横228mm
- ・窓空き部分（宛名部分）サイズ縦45mm×横90mm



〒530-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎3階

料金後納郵便
納税は安心・確実・
便利な口座振替で!



固定資産税・都市計画税
納税通知書・課税明細書・更正決定通知書在中

■ 浜松市ホームページ

浜松市 固定資産税 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市
HAMAMATSU CITY
財務部 資産税課



- ☐〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎3階
053-457-2155（下記以外の土地・家屋）
053-457-2156（固定資産）
- ☐〒431-1396 浜松市浜名区緒江町第305番地 北行政センター2階
053-523-2879（浜名区のうち旧北区の土地・家屋）
- ☐〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 天竜区役所2階
053-922-0015（天竜区の土地・家屋）